

## 松阪市社会福祉協議会地域福祉活動推進助成事業要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、松阪市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が、地域計画や小地域福祉活動計画を基に各地域でまちづくりを推進していくにあたり、計画に基づいて自主的な取り組みを実施する地域に対して助成を行うことで、地域福祉活動の推進を図ることを目的とする。

### (対象団体)

第2条 地域計画書や小地域福祉活動計画書を基に、各自治連合会等・地区福祉会・住民協議会・地域福祉活動計画推進委員会等で次の各号のいずれかに該当する1団体とする。

- (1) 小学校区単位で事業を実施する団体
- (2) その他、社協会長が認める団体

### (対象事業)

第3条 各地域で策定した地域計画書や小地域福祉活動計画書の項目に基づき福祉活動を推進していく事業とする。

### (対象経費)

第4条 助成金の交付対象となる経費は、申請団体が対象事業を実施するために直接要する経費であって、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 需用費関係
- (2) 備品購入費関係
- (3) 役員費関係
- (4) 使用料関係
- (5) 報償費、旅費関係
- (6) 食材料関係
- (7) その他松阪市社協会長が、必要と認めた経費

### (限度額)

第5条 共同募金配分助成事業予算の範囲内とする。

### (交付申請)

第6条 助成を受けようとする申請団体は、地域福祉活動推進事業助成金交付申請書

(様式第1号)を社協が示した期日までに社協会長へ提出する。

(交付決定)

第7条 社協会長が前条の申請書を受理したときは、その内容を審査して助成の可否を決定し、地域福祉活動推進事業助成金交付決定通知書を申請団体へ交付する。

2 助成に係る審査基準は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事業の目的が適切であること
- (2) 使途が適正であること
- (3) 事業の実施に必要な経費のうち、自己負担すべき額を確実に保有していること
- (4) その他、助成の目的を有効に達成できる見込みがあること

(決算の報告)

第8条 助成金の交付を受けた事業について、事業が終了後1ヶ月以内に、速やかに第2号様式により事業報告書(付表3)に事業の実績を証する書類及び収支決算報告書(付表4)を添えて提出する。

(助成の取消、返還)

第9条 助成を受けた団体が、災害その他特別な事由による場合を除く他、正当な理由なく次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、助成金の全額または一部を返還しなければならない。

- (1) 助成対象である事業を実施せず、また実施する意思が認められないとき
- (2) 助成事業である事業を中止し、完了する見込みがないとき
- (3) 助成金を目的外に使用したとき

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日より施行する。

この要綱は、平成25年9月1日より施行する。

この要綱は、平成26年4月1日より施行する。

この要綱は、平成27年4月1日より施行する。

## 松阪市社会福祉協議会地域福祉活動推進助成事業内規

### (目的)

この内規は、松阪市社会福祉協議会地域福祉活動推進助成事業要綱の別に定める詳細事項を目的に定めるものとする。

### (審査基準)

- (1) 地域計画書や小地域福祉活動計画書に沿った福祉推進事業であるか
- (2) 経費の収支予算が確実であるか
- (3) 助成だけに頼らず、会費や自己努力で資金確保に努めているか

### (対象経費)

区 分	
需用費関係	事務消耗品購入費、図書購入費、印刷製本費、会議費等
備品購入費関係	備品の購入費等
役務費関係	郵便料、通信料、保険料等
使用料関係	会場使用料、機器等レンタル料等
報償費、旅費関係	外部から招く講師又は指導者に対する謝金、交通費、宿泊代等
食材料関係	食材に係る材料等

- (1) 経費については全て領収書が発行できるものでお願いします。
- (2) 外注の弁当等食糧費の支出に充てることは避けていただき、独自の経費で負担をお願いします。
- (3) 用具や機材等の備品の購入については、見積書、カタログの添付をお願いします。
- (4) 1人1回当たり2万円を超える高額な講師謝礼は避けていただき、独自の経費で負担をお願いします。
- (5) 日常の活動に要する交通費実費弁償は避けていただき、独自の経費で負担をお願いします。

### (その他必要事項)

この内規に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

(附 則)

この内規は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。

この内規は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

この内規は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この内規は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。